

○厚生労働省令第五十九号

水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第五条第四項の規定に基づき、水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令

水道施設の技術的基準を定める省令（平成十二年厚生省令第十五号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(一般事項)</p> <p>第一条 水道施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければなら ない。</p> <p>一〇十一 (略)</p> <p>十一の二 施設の運転を管理する電子計算機が水の供給に著しい 支障を及ぼすおそれがないように、サイバーセキュリティ(サ イバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第二 条に規定するサイバーセキュリティをいう。)を確保するため に必要な措置が講じられていること。</p> <p>十二〇十七 (略)</p>	<p>(一般事項)</p> <p>第一条 水道施設は、次に掲げる要件を備えるものでなければなら ない。</p> <p>一〇十一 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>十二〇十七 (略)</p>

附 則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。